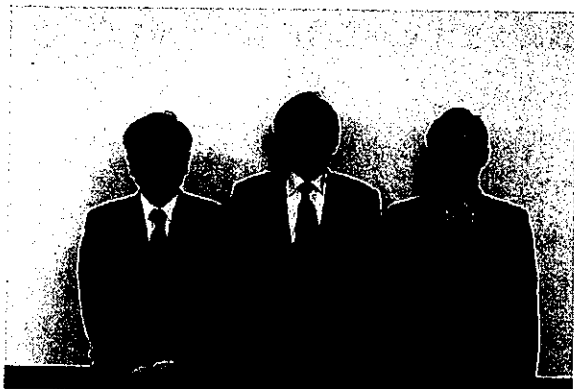


公社債等も損益通算・繰越控除が可能に!?

金融所得一体課税を 読み解く

岸田吉史 野村証券(株)法務部長
森信茂樹 中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長
藤曲武美 税理士 [司会]



写真左より藤曲氏、森信氏、岸田氏

藤曲：本日はお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

平成25年度税制改正により公社債に対する課税方式が全面的に変更になり、金融所得一体課税が一步進展したということになります。本日の話を大きく2つに分けますと、前半では改正の背景・経緯・基本的な考え方について、後半では改正の実務的な影響について、現段階でわかる限りではありますが、検討していきたいと思えます。

私は進行役の税理士の藤曲です。よろしくお願ひします。

森信：中央大学の森信です。よろしくお願ひします。

岸田：野村証券で法務部長をしております

岸田です。

主に法務部では、金融商品取引法等の業法上の法律問題あるいは株主総会や取締役会といった会社の機関運営に関わる事項を扱っています。業法関連では、特に個人のお客様の証券投資に関する諸問題を扱っておりますが、個人の証券投資においては、税が非常に重要な要素の1つとなります。そこで、法務部では毎年の税制改正の動向をよく調査分析して、当社の社員がお客様にわかりやすい形で伝えるためのサポートの役割を担っています。例えば、お客様あるいは株主の方々に向けて、証券税制を含め税制全般についてわかりやすく解説した「税金の本」を作成しています。

I 改正の概要と基本的考え方

1 改正内容の概要確認

○改正のアウトライン

藤曲：まず私から今改正の大枠を申し上げます。

今回の改正は主に公社債等の課税方式に関するものです。簡単にまとめますと、上場株式等と特定公社債等のグループ（「上場株式等グループ」）、上場株式等以外の株式と一般公社債等のグループ（「非上場株式等グループ」）という2つに区分をしました。その上で上場株式等グループ内につ

いては、上場株式等だけでなく特定公社債等の譲渡損失と利子・配当等との損益通算を認め、さらに損失の繰越しを可能としました。逆に、上場株式等グループと非上場株式等グループ間では、損益通算は認められないことになりました。

準備期間の問題もあり、適用は平成28年分からです。なお、26年から開始されるいわゆる日本版ISAについても、施行前ではあるものの今回、見直し・拡充が行われております。改正の細目については図表1、図表2、図表3を参照してください。

【図表1】 金融所得一体課税に関する平成25年度税制改正の概要（平成28年より適用）

(1) 上場株式等・特定公社債等（上場株式等グループ）関係	① 特定公社債等の利子等は、20%（所得税15%、住民税5%）源泉分離課税から20%（所得税15%、住民税5%）申告分離課税の対象になる。 ② 特定公社債等の譲渡益・償還益は非課税から譲渡所得等の20%（所得税15%、住民税5%）申告分離課税の対象になる。 ③ 特定公社債等の譲渡損失と上場株式等の配当・利子所得との損益通算を可能にする。 ④ 特定公社債等の譲渡損失の3年間繰越し控除を可能にする。
(2) 非上場株式等・一般公社債等（非上場株式等グループ）関係	① 一般公社債等の利子等は20%（所得税15%、住民税5%）源泉分離課税を維持する。 ② 一般公社債等の譲渡益・償還益は非課税から譲渡所得等の20%（所得税15%、住民税5%）申告分離課税の対象になる。 ③ 同族会社発行社債（私募債）の利子・償還金でその会社の役員等が支払を受けるものは総合課税になる。
(3) 割引債関係	① 割引債の譲渡益、償還益は非課税から譲渡所得等の20%（所得税15%、住民税5%）申告分離課税になる。 ② 割引債の償還差益、発行時18%源泉分離課税が償還時20%（所得税15%、住民税5%）申告分離課税になる。 ③ 源泉徴収は償還時に償還差益金相当額（償還金×みなし割引率）の20%（所得税15%、住民税5%、法人は所得税のみ）になる。
(4) 損益通算不可	上場株式等グループと非上場株式等グループ間での譲渡損益の損益通算は不可になる。
(5) その他	① 特定口座で管理されている特定公社債が価値を失ったことによる損失を特定公社債等の譲渡損失とみなして損益通算、繰越し控除の対象とする。 ② 特定管理株式等が価値を失ったことによる損失を上場株式等の譲渡損失とみなして損益通算、繰越し控除の対象とする。 ③ 損益通算・繰越し控除制度に係る確定申告書の提出がなかった場合の有罪措置を廃止する。 ④ 法人に対する地方税の利子割が廃止される、など。

【図表2】 金融所得一体課税の概要

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更
(公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化)
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大
- デリバティブ取引については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載

金融商品に係る課税方式(概要)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
債券・公社債投信	(源泉分離→)申告分離	(非課税→)申告分離
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

新たに、損益通算が認められた範囲

総合取引所の実現にも資するとの観点から、今後検討

(出所) 金融庁ホームページ

【図表3】 日本版ISAの拡充

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

【大綱の概要】

現行スキーム(未施行)

H26年から
3年間

【現行スキーム(未施行)の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
3. 非課税投資総額 : 300万円(100万円×3年間)
4. 非課税維持期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 毎年新たな口座を開設
7. 導入時期 : 平成26年1月(20%本則税率化にあわせて導入)

今回の税制改正(大綱)

H26年から
10年間

ある年における「非課税投資総額」は、最大で500万円(年間100万円×5年)

※ ISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税。
※ 5年経過後は、ISAの新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して、継続保有。

※ 毎年新たなISA口座の開設を不要とし、1人1口座とする。

(出所) 金融庁ホームページ

2 改正の背景・経緯

○金融所得一体課税化へと進む大きな流れ

藤曲：それでは、改正の中身についてお話をうかがっていききたいと思います。

今回の改正は、「貯蓄から投資へ」という方針のもと平成15年ごろから打ち出されてきた「金融所得一体化」という大きな流れが、さらに一歩進んだのかなという印象です。この大きな流れの中で今回の改正をどのように考えたらよいのでしょうか。まず森信さんからお話をいただければと思います。

森信：これまでも株式の配当・譲渡所得と損益通算の範囲が拡大されてきましたが、今回は公社債等の利子所得までその範囲が拡大したということで、大きな意義がある改正だと思います。今、藤曲さんがおっしゃったように、今般の改正は金融所得一体課税を質的に一歩進めたものとして大きく評価しています。

金融所得一体課税は、金融所得に対する複雑な税制を簡素で投資家にわかりやすいものにする、という観点から検討されています。背景として、高齢化社会が進むにつれて重要になる貯蓄の運用を意識しています。老後の生活資金としての活用と同時に、貯蓄を投資にまわすことで経済成長につなげたいという意図ですね。

さらに背景をたどっていくと、この考え方は、1990年代に北欧諸国から始まってオランダ・ドイツなどに広がっていった二元的所得税の流れを汲むものです。二元的所得税とは、要するに勤労所得と金融・資本

所得(注1)を分離して、勤労所得には累進税率を課し所得再分配をしっかりと行う一方で金融・資本所得については比較的low rateで一律分離課税をすることにより、全体として活力のある経済を目指そうとする考え方をいいます。

藤曲：先ほど述べたように、平成15年ごろからこの流れが始まり、これまでも改正が進められてきたわけですが、今回の公社債等の利子所得等への範囲拡大に至るまでには、少し間があきましたね。今年度の改正に盛り込まれたというのは、平成26年から10%の軽減税率を終了し20%の標準税率に戻るということも1つの契機になっているのでしょうか。

森信：そうですね。金融所得一体課税はもう少し早く進めていく予定だったと思います。

しかし、株式譲渡益に対する優遇税率のほうに損益通算の拡大よりもよいという政治的な判断があり、利子所得と株式関連の所得との間に差があったことから、停滞していました。それが今度、10%の優遇税率を廃止し本則の20%に戻ることが決まったので、公社債等の利子所得等との損益通算についても状況が前進したということだと思います。

藤曲：やはり税率が同じでないと、通算も何もできませんからね。

○証券業界の受けとめ方は

藤曲：今度は、野村證券の岸田さんに、証券業務の現場ではこの改正をどのように受けとめているか、お聞かせいただきたいと思っています。

(注1) 北欧諸国では、利子・配当・キャピタルゲイン・家賃、事業収益のうち投資収益部分を資本所得としている。

岸田：先ほどのお話のとおり、金融所得一体課税については、株式の配当と譲渡損との損益通算から始まり、段階を踏んで、ようやく債券が対象となりました。これは長年にわたり証券業界も要望してきたことですので、評価されているところです。

金融商品の税制を考えるにあたって、重要な目的の1つは、金融商品間の中立・公平を実現するということであり、もう1つはリスクマネーの供給を増やすということです。このリスクマネーの供給という観点からみると、なるべく幅広い金融商品を損益通算できたほうが投資家にとって望ましいわけですから、その意味でも前進したと思います。

藤曲：そうですね。

岸田：また、先ほど軽減税率・優遇税率のお話が出ましたが、10%の軽減税率というのは投資家に説明する際にも非常にわかりやすいことから、業界としても長年にわたり支持してきました。これまで、不思議なくらいにちょうど延長が切れるタイミングで相場が大きく下落するということがあり、延長され続けていたのですが、今回は昨年末の解散から安倍政権発足後も株価が上昇を続けており、市場の状況がよかったということで、既定どおり20%に戻すことが決断されたようです。

森信：税率と損益通算の関係でいうと、昭和24年のシャープ勧告の前文に、「この勧告の重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである」という趣旨のことが書いてありまして、損益通算をすることがすごく重要だと述べています。

藤曲：そうですね。リスクマネーの供給を増やすためには、種々のリスクについて相



岸田 吉史 (きしだ よしふみ)

野村證券(株)法務部長

1968年生まれ。1992年東京大学法学部卒業後、野村證券に入社し、総合企画室に配属。1996年よりペンシルベニア大学ロースクールに留学し、卒業後、米国法律事務所シャーマンスターリングで研修を受ける。1998年帰国後、野村證券法務部に配属。2009年に同社経営企画部、2012年10月より同社法務部長(野村ホールディングス(株)グループ法務部長兼務)。

互に損益通算ができるかどうか、これが投資家にとっては大きいでしょう。所得だけ課税され損失はそのままというのでは投資家は泣き面に蜂という話になってしまいますね。リスクに対していかに対応していくのかが、1つのポイントになりそうです。

3 従来の公社債課税の考え方

○時代の変化

藤曲：理論的問題として、従来非課税とされてきた公社債の譲渡所得が、今回の改正により課税されることになりました。これまで「公社債の譲渡に伴う利益は利息の調整にすぎない」、つまり公社債の譲渡に際して本来の意味でのキャピタルゲインは存在しないという考え方があったと思いますが、こうした従来の考え方からの転換についてはどのように評価したらよいのでしょ

うか。

森信：公社債については、預金と同じような考え方だったのでしょ。元本は変動しないという前提があったし、現実にもそれほど大きな変動はなかった。けれども、この20年ぐらいで、貸付金でさえ譲渡すると損失が出るような時代になってきています。リスクが大きく変動する世の中になり、公社債も元本が変動するという状況になった。それに対応する考え方なのだと思います。

藤曲：岸田さん、このあたりはいかがですか。利率の変動と公社債の価格というのは連動していて、理論的には合ってくるはずなのだと思いますが、実際はどうなのでしょう。

岸田：従来は、公社債というと、一般的な国債や社債、単純な利付きのものをイメージしていて、そもそも損益通算をする必要もない、元本の変動もしないものでした。

ところが現在は、例えばわれわれ証券会社が扱っている商品でいいますと、外国債券などは為替の変動、円高・円安の動きに伴って円ベースでの元本も変動します。

あるいは、最近では、発行体の信用力も、社債の取引価格に反映されるようになっており、信用状況が悪いものについては元本が額面より低い金額で取引される、ということもあります。

このように、元本が大きく変動するようになり、譲渡損益の部分を無視するという考え方は合わなくなってきたのではないかと考えています。

藤曲：特に外国債券は、為替差損益を含めた形で譲渡損益を考えますからすごく大きな金額になってしまいますね。発行体の信

用力についても、発行しているところ自体が危ない、国も危ないという状態になってくると、本当に債券の元本価格自体が動いてきてしまいます。このように、従来の理屈では考えられないような事態が現実が生じてきているということなのですね。

4 金融所得一体化の範囲

藤曲：今回の改正で一步前進した金融所得一体化は今後もさらに進められていくべきなのだろうと思います。ここからは、一体化の範囲について、今後どこまで組み込んでいくべきなのかというところについて伺いたいと思います。金融庁などの資料を見ますと、例えばデリバティブも損益通算の対象に組み込んでいくべきだという話があります。

○改正のたびに範囲を広げるのではなく
大きな枠組みを作るべき

森信：具体的な対象範囲の話の前に、金融所得全体の考え方についての話をしたいと思います。

現在は、金融商品や金融取引について1つずつ改正しながら一体課税の対象範囲を広げています。租税法律主義の下で1つひとつの金融商品を一体課税の対象に含めていくという形になるわけですが、その都度相互に損益通算させるとなると、非常に複雑な税制にならざるを得なくなる。

したがって、私は、ある程度通算範囲が広がった段階で、「金融所得」という箱をつくって、その中に一体課税の対象となる商品・取引を1つひとつ法律で規定するという作業が必要になるのではないかと思います。最初は租税特別措置で手当てせ

ざるを得ませんが、最終的には本則で「金融所得」という中間概念を作り広げていくというイメージです。そうすると、今の所得の10分類も、もう一度時代に即したものに直そうという話に発展していくかもしれません。

藤曲：なるほど。今回の改正だと、上場株式等のグループと、それ以外の非上場株式等のグループという形でグルーピングしていて、その中に公社債の利子・譲渡所得、上場株式の譲渡所得・配当といったものが入っている状態ですね。そうではなくて、そのグループを、金融所得という1つの箱にすればいいということでしょうか。

森信：そうです。ドイツではそのような金融所得という概念があります。そのほうがはるかにわかりやすい税制になると思います。

○デリバティブ

森信：金融所得一体課税の目的には、投資の促進・個人投資家の育成も含まれています。そうすると、個人が投資する金融商品として、当然デリバティブの取扱いが問題になってくるでしょう。

現在のデリバティブの課税は、総合課税されるものと申告分離課税されるものと2つあります。それらを株式譲渡損益や利子・配当とも損益通算したいということです。

ただ、デリバティブは租税回避に使われやすいものですから、きちんと対応策を講ずることがいわば条件になります。今後、証券業界でも対応が進んでいくのではないのでしょうか。

岸田：デリバティブは、本来は現物取引のヘッジのために行われるという側面もある



森信 茂樹 (もりのぶ しげき)

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

1950年生まれ、1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。英国駐在大蔵省参事、証券局調査室長、主税局調査課長、税制第二課長、1998年主税局総務課長、1999年大阪大学法学部研究科教授、2003年東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務総合政策研究所長等を経て現職。この間東京大学法学部客員教授、コロンビア・ロースクール客員研究員。著書：『消費税、常識のウソ』、『どうなる？ どうする 共通番号』、『日本の税制 何が問題か』、『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』、『抜本的税制改革と消費税』他多数。政府税制調査会専門家委員会特別委員。

のですが、現物取引との損益通算ができないということになると、ヘッジの効果を得られないことにもなります。個人の投資家の中には、デリバティブ商品をかなり取引されている方もおり、そのため、こうした商品も損益通算の対象にすることはメリットがあると思います。

藤曲：具体的な商品でいうとFXなどになるのですか。

岸田：主なものとしては上場デリバティブなどがありますが、証券業界の要望で出ているものとして、FXもあります。

○預貯金の利子

藤曲：範囲の拡大について、他によく挙げられるのは預貯金の利子です。これは早い段階から挙がっていて、一体化すべきだという意見は強いわけですが、なかなか進んでいません。

森信：現実問題として、預貯金の利子まで含めるには今の税制を抜本的に変えなければいけなくなります。つまり、源泉分離課税を申告分離課税に変えるということです。

さらに、それを名寄せできるようにするためには番号も必要になります。マイナンバー法案(注2)は衆議院を通過しましたが、番号制度の導入が、預貯金利子を損益通算の対象とするための前提条件だともいえましょう。というのは、預金利子は銀行で生じ、譲渡損失は主として証券会社で生じるので、双方をつなぎ申告不要で損益通算するには、本人確認された番号で名寄せする必要があるということです。

実際問題としては、大口定期のような定期預金についての損益通算から始めていくのだと思います。ただし、後でまた議論すると思いますが、課税インフラを同時に整備していく必要があるので、時間がかかるかもしれません。

藤曲：確かに証券などと比べると、預金口座の数は桁違いに多いわけですから、そういう意味では難しいところがあるのかなという感じがします。

岸田：証券業界としては、預貯金の利子も含めた幅広い金融所得課税の一体化を実現すべく、従来から要望しています。ただ、ご指摘のように現実を考えると非常に難し

い部分もあるのかもしれませんがね。証券の現場だけをとってみても、弊社の場合、残高があるお客様の口座数が500万ぐらいあります。

もし平成28年から番号制度が導入されるとすれば、お客様から番号を教えてくださいという作業が必要になります。その際に、一体どうやって集めたらいいのかとなると、非常に難しいわけですね。それが預貯金となると、口座数は複数の口座を持っている人もいますので億を超える規模になると思います。

森信：特定口座にはMRF(マネー・リザーブ・ファンド)がありますが、これはどういう扱いなのですか。

藤曲：主に公社債で運用されているようですから、今回の改正で対象範囲となった特定公社債に該当するように思います。当面は金利が低いためにあまり影響は出てこないかもしれませんが、預貯金の利子はなかなか難しそうですね。

森信：ここは銀行と証券のせめぎ合いでもあるのでしょうかね。銀行は利子に特化していて、証券会社は株式に特化しているわけですから、一方だけの商品に番号がつくというような事態は、イコールフットイングという観点からも問題になりうるかもしれません。

5 諸外国の制度からの示唆

○経費の取扱い

森信：先ほど、金融所得という箱をつくるべきだと申し上げました。そうすると、その所得を得るために直接必要な経費という

(注2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

ものを認めるべきではないかという議論が出てくると思うのです。

岸田：投資家が支払っているものとしては販売手数料がありますね。

森信：現在の税制上は何も手当てされていません。販売手数料は投資信託を購入し収益を上げるための直接必要な経費だということもできます。この経費、さらには損失について取扱いをどうするんだという問題が出てくると思います。

藤曲：口座の管理料もそうですね。口座を持っていないと取引できませんからね。

○ドイツの経費定額控除

森信：この点について諸外国の制度を調べたことがあるのですが、ドイツでは経費について概算で年間800ユーロの定額控除を認めているようです。つまり、ドイツでは金融所得という所得区分があり、その中において経費という概念が認められているのです。

今回の改正では、これまで認められてこなかったいわゆるデフォルト損失について、特定管理口座で生じた場合には金融所得の損失として認められるようになりました。預金のペイオフ損失なども諸外国では広く経費として認められています。金融所得という概念をつくれれば、そのような話をもっと出てきて、議論が活発化されるのではないのでしょうか。

ただ、金融所得というのは人為的な損失をつくりやすいので、租税回避の防止といった面での対応・制限も必要になります。

藤曲：なるほど。金融所得を1つの所得として定義づけると、所得金額の計算に際しても、収入金額と必要経費をもって計算をするということになるのですね。



藤曲 武美 (ふじまがり たけみ) [司会]
昭和63年税理士登録、平成3年藤曲税理士事務所開業、日本税務会計学会経営部門・副学会長、租税訴訟学会・理事、青山学院大学・大学院法学研究科非常勤講師、早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師。
著書として、『検証 税法上の不確定概念』(共著、中央経済社)、『事件記録に学ぶ税務訴訟』(共同編著、判例タイムズ)、『最新 同族会社の判定と税務』(編共著、新日本法規)、『検証 納税者勝訴の判決』(共著、税務経理協会)、他多数。

○アメリカ・ドイツの損益通算の期間

藤曲：ほかに、諸外国の動向について、わが国の制度を考えて行く上で参考になるようなことはございますか。

森信：金融所得一体課税の1つの大きな論点として、損益通算のほかに縦通算、つまり期間の問題があると私は思います。日本では繰越控除の年限が今は3年ですが、例えばアメリカでは譲渡所得の損失は無期限で繰り越せるようになっていています。3年というのは少し短いのではないのでしょうか。投資の効率性を考えても、5年あるいは7年に延ばしていくことを考えていくべきだと思います。

藤曲：投資に伴いリスクテイクするにあたっては、損益通算の範囲、つまり横の通算だけでなく、相殺できる期間、つまり縦の通算をもう少し長くすべきだということ

すね。

岸田：証券業界もその点について、まさに繰越期間を7年程度にしてほしいということで要望しています。

藤曲：青色申告法人の欠損金の繰越期間も今では7年から9年と延長されていますからね。

岸田：リフレ政策が奏功したのか、最近でこそ持ち直してきたものの、処理しきれないほどの損失を抱えている方が多いですから。

藤曲：そうですね。デフレの中でリーマン・ショックとEUの通貨危機が重なりました。この2つで大きな損失が生じていますね。

森信：ですから3年というのは経済の実態と乖離しているという印象です。ドイツでも繰越しは無期限となっています。

○金融取引税

藤曲：少し話は変わりますが、最近EU等で金融取引税というものが導入されているようです。まず金融取引税とはどのようなものなのですか。

森信：広い意味での金融取引税というのは国際的な金融投機への抑制策としてのトービン・タックスや、特定の金融取引そのものへの課税、金融機関に課す代替税、金融取引への付加価値税など多様なものを含んでいます。

藤曲：この金融取引税が導入される背景について教えてください。

森信：EUで金融取引税についての議論が進んでいるのは3つの背景があると思います。

1つめは、リーマン・ショックで各国政府が金融機関救済のために巨額の財政資金を投じたので、この公的資金の投入に対す

る埋め合わせ・代償(コンペンセーション)として金融取引税を課税しようではないかということです。

2つめは、金融取引にVATが課せられていないことです。金融取引が付加価値を生むことは間違いないので理屈上は付加価値税を課せるのですが、技術的にどうやって課税したらいいかが難しく、非課税になっています。そこで、付加価値があるのだから代替的な課税をしようではないかという考え方が出てくるわけです。

そして3つめは、金融取引に課税して投機的な動きを少なくするという、いわゆるトービン・タックスの考え方があります。これもリーマン・ショックが背景になっています。

ひるがえって日本で考えますと、リーマン・ショックで公的資金の問題はなかったわけですが日本でも金融取引に消費税が課されていないではないかという議論は出てくると思います。私は、日本の場合、まず金融所得一体課税をしっかりと整備して、金融所得からの課税をきちんとすることが先決ではないかと思っています。

6 番号制度との関係

藤曲：先ほど預貯金の利子については番号制度をある程度前提にしなければ通算範囲に加えることはできないという話がありましたが、他にどのようなところが番号制度と関係してくるのでしょうか。

○申告不要で処理できるシステムを

森信：今後、損益通算の対象に利子所得が入ってくるということになると、銀行で管理されている利子所得と証券会社で管理さ

れている譲渡損失を相殺するという場面が出てきます。しかし、今の税制では異なる金融機関の間での損益通算を申告不要で行うことはできず、申告が条件になります。

藤曲：そうですね。複数の特定口座がある場合などについても、特定口座間での損益通算を行うためには結局自分で確定申告するしかないですね。

森信：私は、特定口座制度について、グローバル・スタンダードともなりうるほど優れた制度だと考えています。キャピタルゲインについて、国に代わってすべて源泉徴収までしてくれる制度なのです。ですから、これを維持するという観点からも、図表4のような、銀行と証券会社という異なる金融機関の間での損益通算を特定口座内で申告不要で処理できるようなシステムを考える

べきだと思うのです。

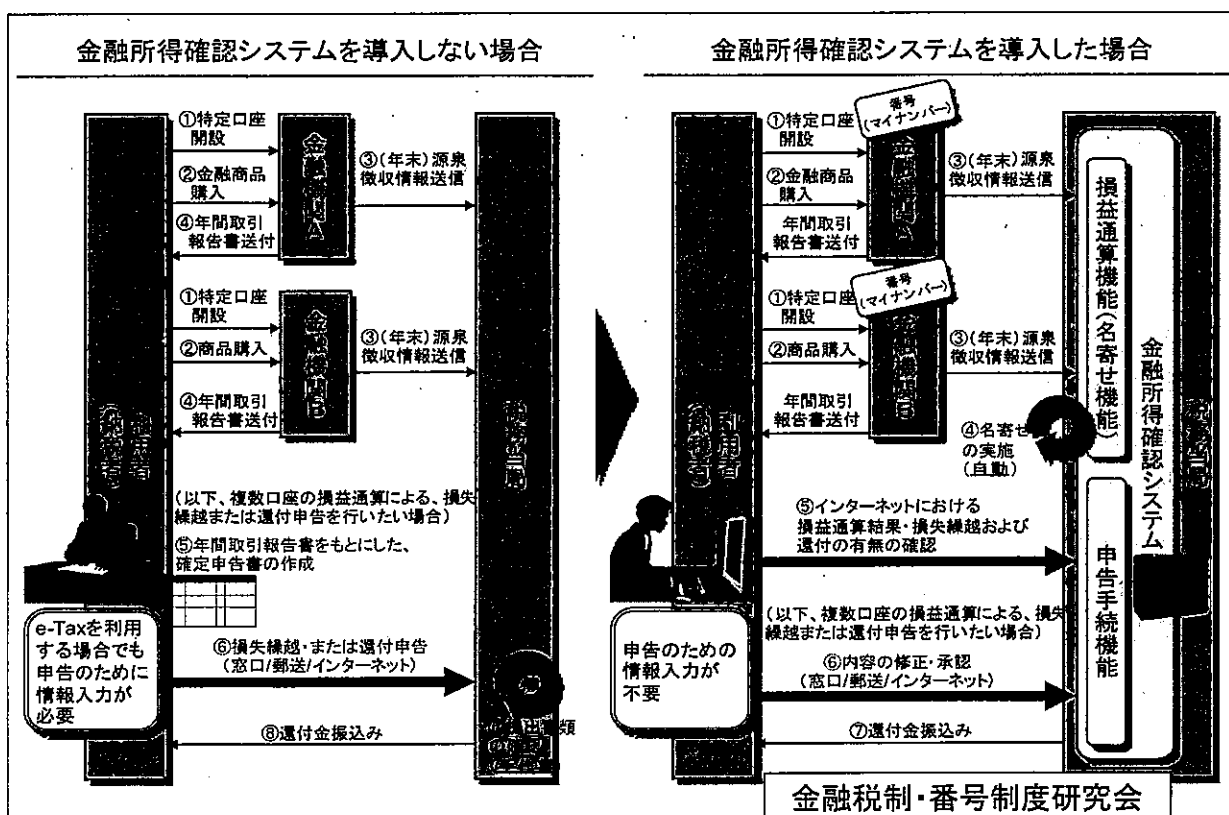
そのときに番号制度があれば、金融機関が異なっても正確に名寄せできるわけです。番号を使ってA銀行とB証券会社との間の損益通算ができるようなシステムを課税庁側に構築すべきです。そうすれば特定口座で投資を行えば、損益通算を税務署に行かなくてもできる。つまり、申告不要になる。そうすればこの特定口座制度もより活用されるようになります。

藤曲：そうすると便利になりますね。そのあたりは岸田さん、いかがですか。

岸田：課税庁側のシステムが対応できるかどうかというところもあると思います。金融機関にとっては先ほど申し上げましたように、当然番号の活用が必要になります。

藤曲：そうですね。番号制度は、やはり納

【図表4】 金融所得確認システム



(出所) 金融税制・番号制度研究会

税者にとってもメリットをいっばいつくっていかないと、意味がないのではないかと思います。

7 日本版ISA

藤曲：本日のテーマとは話がずれますが、25年度税制改正では日本版ISAの拡充も盛り込まれています。この評価についてはいかがですか。

森信：私はISAの導入自体は評価できますが、将来的な課題もあると考えます。

約1,500兆円といわれる日本の貯蓄全体の活用のことを考えたとき、現状のISAは、そもそも時限的なスキームですし、買替えができないなど、使いにくいわけです。

将来的には、老後の資金を貯蓄して自ら投資することによって備えていく、一定の年齢まで引出し制限を設けた個人版の年金積立金非課税制度を構築していくことが必要ではないかと思えます。私はこれを日本版IRA (Individual Retirement Account, 個人型年金積立金非課税制度) として提言をしています。

藤曲：それはやはり非課税制度としてつくるといえるのですか。

森信：そうです。税制優遇をするのは入口・出口いずれかになると思いますが、アメリカのIRAにおいては入口非課税のものと、出口非課税のものと両方あります。日本ではISAから進化させていくことになるので、入口課税・出口は非課税 (TEE型) というようなシステムが現実的ではないかと思えます。

藤曲：入口を課税するという事は、課税されたお金を制度に入れる際には所得控除はないということですね。

森信：そうです。そのかわり60歳までの引出し制限を設けた上で、出口では運用益も含めてすべて非課税で引き出せるという制度です。このような制度はアメリカ・カナダにあります。また入口非課税という形 (EET型) なら、ドイツの個人年金制度としてリースター年金という仕組みがあります。

藤曲：今回の改正による日本版ISAの拡充では、1人1口座につき毎年100万円の投資を5年間にわたり非課税とする内容ですから、今の話からすると、もっと長い期間で考えていくべきだということになるのでしょうか。また、証券投資というだけでなく、老後資金も含めた国民の資産形成を焦点とした制度としてつくっていくべきではないかということですね。

森信：そうですね。あえていえば証券会社だけではなくて、銀行なども参加できるような、オールジャパンのシステムが必要なのではないかと思えます。

藤曲：これについては証券会社としてはいかがですか。

岸田：確かに将来は森信さんがおっしゃるような発展があると思うのですが、まず今回の改正のことでいうと、制度としてスタートさせることが非常に重要だと思っています。

また、もともと当初は3年間という時限的な措置だったのが10年になったということで、おそらく10年経つとかなり制度として定着して、恒久化ということにもなってくると思います。その、ある程度定着してきた段階で、年金のような制度に発展させていくといったような議論をしていくのだろうなと考えております。

II 改正の実務への影響

1 改正対象になった金融商品の範囲

藤曲：後半では、改正によって実務的な面ではどのようなところがポイントとなるか、検討していきたいと思います。

まずは、公社債、公社債投資信託等について、特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に分けて特定公社債等は上場株式と同じような取扱いをしていくということになりましたので、特定公社債等の範囲が大事になってきます。公募投資信託の受益権、公募による特定投資法人の投資口など、改

正租税特別措置法37条の11の第2項で列挙されておりますが、なじみのあるものもあるし、そうでないものもあるかと思えます。イメージしやすくするために具体的な商品などを挙げていただけますか？

岸田：一般的に証券会社で扱っている債券は、大半が特定公社債に分類されます。具体的には、国債や地方債、財投機関債など、公的な機関が発行する債券が入ります。また、社債の場合だと、発行体の情報がしっかりと開示されていることなどが要件となります。なお、いわゆる仕組債と呼ばれる

【図表5】「特定公社債等」の範囲

	名 称	具体的商品等
1	国債及び地方債	日本国債、東京都債
2	外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券	アメリカ国債、ケベック州債
3	会社以外の法人が特別の法律により発行する債券	財投機関債
4	公募公社債	事業会社が発行する社債（公募）
5	発行日の6か月以内に有価証券届出書等を提出している法人が発行する社債	継続開示会社が発行する社債
6	金融商品取引所において公表されたプログラム（公社債情報）に基づき発行するもの	ロンドン証取やTOKYO PRO-BOND MARKETにプログラム上場しているMTNプログラムに基づき発行される債券
7	国外において発行された公社債で、次に掲げるもの 1) 売出し債（取得の時から引き続き金融商品取引業者等に保管されているもの） 2) 私売出し債で、取得日の前6か月以内に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（取得の時から引き続き金融商品取引業者等に保管されているものに限る）	海外の事業会社の売出債
8	外国法人が発行又は保証する債券	ファニーメイ債 フレディマック債
9	国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又はその100%子会社等が発行する社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして法令で定めるものを除く）	国内会社の海外金融子会社が発行する債券
10	平成27年12月31日以前に発行された公社債	平成27年12月31日までに発行された公社債

債券についても、その発行の基となるプログラムが取引所に上場しているものなどであれば、特定公社債に含まれることとなります。参考までに図表5をご覧ください。

藤曲：ここで気になるのが、「平成27年12月31日以前に発行された公社債」が対象ということなのですが、これは要するに、平成27年12月31日までのものであれば、公募でなくても私募でも何でも全部特定公社債等として見る、ということでしょうか。

岸田：そうです。一体課税が始まる前に発行されたものは、すべて特定公社債に含まれるということです。

藤曲：そうですか。すると27年年末までに発行された私募債も入るということですね。

2 公社債等の譲渡損益の実際

藤曲：今回、譲渡所得が非課税から課税になり、逆に言えば損が出た場合は損益通算ができるということになったわけですが、実際のところ、公社債等の譲渡損益というのは、どのような商品にどのような要素から生ずるのでしょうか。かなり出ているものなのですか。

岸田：そうですね。これだけ円安が進みますと、大きく外債の円ベースでの価格が増えることとなります。また、今、金利が非常に低い状況なのですが、そうすると金利が高い債券の価格は上昇することになります。このように、為替や金利の情勢によって債券の価格が変動するといったことがあります。

藤曲：今は、円安方向にどんどん振れているわけですから、そういう意味でいえば益のほうが増えているということですね。

岸田：リーマン・ショック当時の急激な円

高で、外債でかなり損失を抱えた方が多かったという状況でしたが、今はその逆の状況が生じているという感じですね。

藤曲：外債については、リーマン・ショックで100あったものが半分ぐらいになってしまって、さらにその後のユーロ危機で、結局20とか30ぐらいになってしまっている例もあるようです。今はある程度まで戻している方はいらっしゃると思いますけれども、なかなかこの傷は大きいですね。

森信：だからこそ損益通算の意味がありますね。

藤曲：今までは全く使えなかったものが、損益通算できれば、リスクをとってもらえることとなりますので、意味があるのかなと思います。

3 譲渡損益課税の影響

○特定公社債等

藤曲：公社債の譲渡損益が課税対象に入ることによる影響は、具体的にはどのようなものになりますか。特定公社債等と一般公社債等に分けて、教えていただけますか。岸田さん、まず特定公社債等についてはいかがでしょうか。

岸田：従来は、公社債の譲渡に係る損益は原則として非課税で、一部のものを除いて課税対象にならなかったもので、得をした場合、例えば外債でいうと円安方向に動いたときの利益は課税されないと同時に、大きく円高に振れたときに出る損失も控除できませんでした。この損失が控除対象になるのはバランスがとれると思います。

特に近年は、先ほども申しあげたように為替や信用不安で多額の損失が生じていたわけですが、非課税との関係でその損失は

全く面倒が見られず切り捨てられていたわけです。上場株式等の譲渡益との損益通算が可能になる点や、配当・利子等との損益通算も可能になる点は大きな意味があると思います。

○一般公社債等

藤曲：一般公社債等は、非上場株式と同じグループに入りましたので、非上場株式の譲渡損・譲渡益とは相殺ができるようになります。一般公社債、つまり私募債などの損益の状況はどうなのでしょう。例えば、海外の私募債みたいなものはあるのですか。
岸田：われわれが扱っているもので対象になるかもしれないと考えているのは、海外のSPCなどが発行する債券です。これは私募の形で発行され、特定公社債の定義に該当しませんので、一般公社債になります。

4 割引債の源泉徴収

藤曲：今まで、通常の割引債は18%源泉分離課税という形だったと思いますが、今回の改正では、基本的には特定公社債か一般公社債かに分かれて課税方式の中に組み入れられていくわけですね。通常18%源泉分離課税の割引債は、ほとんど特定公社債と考えてよいのでしょうか。

岸田：はい。特定公社債に入るという理解です。

藤曲：改正前の税制ですと、租税特別措置法37条の16で一定の割引債、つまり海外で発行された割引債で国内で譲渡等をした場合については、譲渡所得の課税が例外的に行われているものがあつたのですが、これも、今後は「特定」と「一般」に区分されていくというふうになりますね。ただ、具

体的な商品との関係がよくわからないのですが教えていただけますか。

岸田：例えば、米国のトレジャリーボンドについては、割引債として取り扱われるものがありますが、これらは特定公社債に含まれます。従来は、例外的に総合課税の譲渡所得とされていたのですが、改正後は特定公社債等の譲渡所得になるかと思われま

藤曲：ところで割引債については、発行時18%源泉分離課税が廃止されますが、源泉徴収そのものがなくなるわけではなくて、償還時に償還金について源泉徴収が行われます。償還金にみなし割引率を乗じて償還差益金相当額を計算し、その20%（所得税15%、住民税5%、法人は所得税のみ）の源泉徴収が行われます。法律などを見ますと一定のみなし割引率というものが償還年数によって決まっています。

例えば1年以内のものだったら0.2%、1年を超えると25%という形で定められています。1年以内と1年超で随分差が激しいのですが、これは実際どうなのでしょう。

岸田：本来はもう少し細かい区分けにしようという議論があつたと聞いていますが、最終的にこういった形で決着したということです。

藤曲：1年ちょっとでやはり25%ぐらいの差益があるのですか？

岸田：それは金利状況や発行体の信用力にもよりますので、一概には言えないと思います。なお、100円の額面で90円で発行した割引債があるとして、100円の25%だと25円がみなし利益で、それに20%をかけて5円が源泉徴収されることになります。

一方、実際には90円と100円の差額10円に対して、20%をかけると2円、これが本来の税額になるわけです。ここで注意すべき点として、申告を行えば、5円と2円の差額の3円は還付されるということです。

なお、一般投資家は特定口座の中で源泉税については精算されますので、通常の債券との差異はないと考えてよいのかもしれませんが。

5 公社債のデフォルトによる損失

藤曲：次に公社債のデフォルト損失、例えば解散し清算した場合や、更生計画認可決定、再生計画認可決定などの場合で価値がなくなったときの取扱いについてはどうなったかということを確認したいと思います。今回デフォルト損失についてかなり画期的に手当てするというようになりましたね。

森信：株式については、例えば会社が倒産したケースなど、譲渡する機会がないまま

無価値になったというときに、その損失について経費として認める必要があるのではないかという議論があり、結果的には、特定管理口座を開設している場合は損失を認めるということになりました。

藤曲：はい。租税特別措置法37条の11の2が改正されています。上場株式等や特定公社債の発行会社が解散・清算したこと、再生計画認可の決定を受け全株式を消滅させたことなどにより、株式、公社債の価値が無価値化した場合は、その損失を上場株式等の損失とみなして損益通算、のみならず繰越控除の対象とするように拡充されました。

森信：債券のデフォルト損失はどうなるんだという議論もありました。具体的にはリーマン債の問題でした。つまり、リーマン債を買って無価値化したものが損失とならないのはおかしいではないかというわけです。

藤曲：株式を発行しているような会社はたいてい社債も発行しているわけですから、株式はよくて社債はだめというのではバランスがとれていない、という議論ですね。

森信：そういう話の延長線上に今回の改正があります。単に損益通算の範囲を拡大したというだけでなく、「投資の損失」というものの範囲を少し広く認めるようにしたという点で、金融所得一体課税を進化させる意義があるのではないかと考えています。

藤曲：岸田さんはいかがですか。

岸田：私も同様に感じます。デフォルト損失について、従来は考慮され



なかったものが対象になったということは、非常に価値があることだと思っております。

藤曲：逆に何か問題点が出てくるようなことはないですか。デフォルトといっても単純に清算してゼロになりましたというものではない場合もあるわけですね。

岸田：個別の企業の話になりますけれども、エルピーダメモリ(株)のCB（転換社債及び転換社債型新株予約権付社債）について、更生計画の中ではこれが指名債権（注3）に変わるということになり、有価証券でなくなってしまうのではないかという話もあります。こういったときの税法上の扱いがどうなるのか、これが平成28年以降の一体課税によってどうなるのかと、このような問題は今後も出てくると思いますし、基本的には損益通算の対象としていただくべきなのかなと思います。

藤曲：そうですね。理屈から言えば何らかの対処が必要だと思います。そのあたりは今後の課題ということでしょうか。

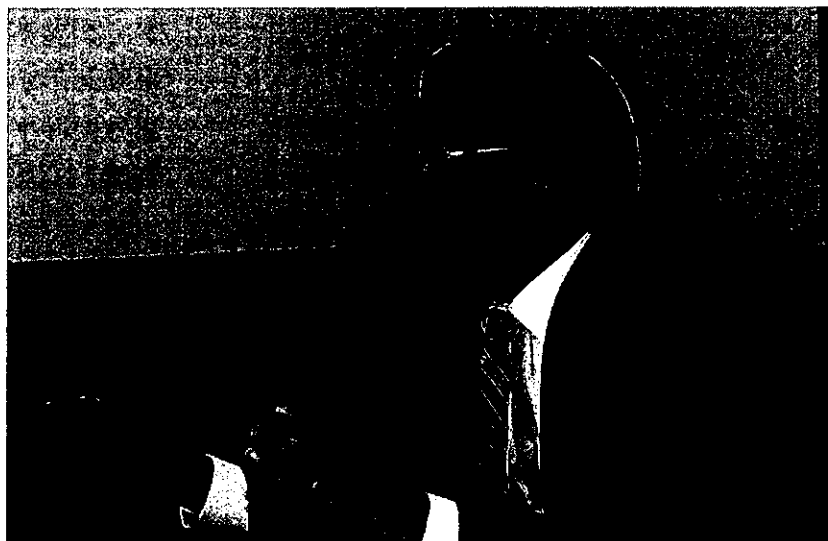
また、デフォルト損失について、細かい話ですが、特定中小会社に出資した株式の価値がなくなったことによる損失も今回拡充されて、上場株式等・特定公社債等のグループの損失と損益通算，繰越控除ができることになりました。

6 上場株式—非上場株式間の損益通算不可

藤曲：今回の改正で、上場株式等のグループと上場株式等以外のグループが完全に分離されたことから、この2つのグループ間での通算ができなくなりました。この影響はどのようなのでしょうか。

岸田：例えば創業して間もない企業、ベンチャー企業などに投資すると、これは得てして損失になることが多いと思います。そうした損失と上場株式の利益を通算できないというのは影響が大きいのではないのでしょうか。ただ、非上場の株式については証券会社の取扱いの外ですから、実態としてどういう影響があるのかはわかりません。

藤曲：私が聞いている話では、例えばリーマン・ショックのときに上場株式についてはたいてい損失が出たわけですが、この譲渡損失を被った方が中堅企業のオーナーだったりすると、中堅企業の株式、つまり非上場株式を保有しています。このオーナー



（注3）指名債権とは、債権者が特定している債権。譲渡する場合、債務者への通知及び債務者の承諾が必要となる（民467）。



が創業者であれば、最初に1株500円ぐらいで取得しているものが、1万数千円になっていますから、売却すれば譲渡益が出るわけです。これらの株式を自分の持株会社や後継者に移転して、譲渡所得課税によって損益通算するということがあったようです。こういうことはできなくなりますね。

7 同族会社発行社債(私募債)関係

藤曲：今回の改正により、一般公社債のうち同族会社が発行している私募債について、償還金や利子をその同族会社の役員等が受けた場合は総合課税になります。この改正の意図というのは、どういうものなのか、具体的には影響が出てくるのでしょうか。

森信：今回の改正の大きな思想は、個人投資家にとって使いやすく・効率的な金融税制を構築するということですが、租税回避の問題があるような部分についてはしっか

り手当てするということでしょう。

藤曲：確かに貯蓄商品・金融商品といわれるものとそうでないものを分けていますね。前者はできるだけ損益通算してリスクがとれるようにする。それとは関係ないものについては別の取扱いをするということでしょうね。

同族会社のオーナーが会社に金を貸して普通に利息を受ければ雑所得で総合課税される場所、私募債を発行して自らが利子を受け取る形にすれば、実質上同じものが利子所得になって20%源泉分離で済んでしまう、もっと極端になると給与所得を利子所得に変えてしまう。所得の分類・種類を変換してしまう道具として使われないように、手当てしているのですね。ただし、27年までに発行されたものについて駆込みができてしまうのは問題点ですね。

8 その他

○システム構築

藤曲：今回の金融所得一体課税に関しては平成28年から施行されることになっています。20%本則課税や日本版ISAについては平成26年からとなっていますが、なぜこの部分だけ平成28年なのでしょう。

森信：システム対応の問題があると聞いています。

岸田：まさに今、金融機関向けにシステム会社が対応しており、来年1月1日からの日本版ISAのスタートに全精力を注いでいます。ISAの細目が決まったのが今年3月ですから、そこから大急ぎでやっているという状況です。日本版ISAの対応が終わってから一体課税の対応をすることになるため、物理的に平成28年からでない間に合

わないということだと思います。また、法案どおりに進めば平成28年に番号制度も導入されます。すると、金融機関の口座管理情報の中にも番号が関わってきますので、その対応もあります。

藤曲：一体課税と番号制度と両方に同時対応するのは、かなり大変そうですね。

森信：そうすると、金融所得一体課税については、あらかじめ大まかな工程表を示すべきではないかと思いますね。一体化の方向性は政府の中ですでに決定しているわけですから、投資家にとっても金融機関にとっても、大体どのぐらいのペースでこういった問題に対処していくのかということがわかれば、早めに対応することができますし、スムーズな税制改革につながっていくのではないかと思います。

藤曲：高度にIT化された経済になっていますから、おっしゃるとおり、できるだけ早く事前に明らかにしていかないと、企業はそれに対応したシステムをつくれません。

○ゴルフ会員権

藤曲：その他のところでいかがでしょうか。例えば、ゴルフ会員権なんかも、昔から何とかするという話があったのですが。

森信：ゴルフ会員権は金融所得ではないと思います。損益通算できるほうがおかしいですね。

藤曲：そうですね。今は総合課税で、給与所得などと損益通算ができます。今回の改正でも、特に改正されていないようです。

おわりに—今後の課題・展望

藤曲：では最後に、今後の課題や特に強調

しておきたいところなどを、それぞれお話しただければと思います。

岸田：今般、平成28年から公社債等も含めた金融所得一体課税が実現するわけですが、幅広い範囲で金融所得が損益通算できることになり、リスクマネーの供給促進の一助となるのではないのでしょうか。あわせて平成26年から導入される日本版ISAも個人投資家の裾野を広げるという意味で非常に重要な制度ですが、今後も各制度を改善して、投資を呼び込んでいくツールの1つとして育てていければと思います。

藤曲：軽減税率をやめて本則20%課税に戻したところで、いかに証券市場への資金の流入を図るのかという意味では、これから正念場という感じがしますね。

岸田：税率の問題は、ずっと10%か20%かと議論してきましたが、数字ばかりに終始するのはあまり生産的ではありませんので、より前向きに制度の発展を考えていきたいと思っています。

藤曲：森信さん、いかがですか。

森信：ドイツなど海外の税制当局者と議論をしていると、金融所得一体課税については、日本が一番進んでいると感じます。特定口座制度というシステムを持っていますし、その特定口座内での損益通算も広がりつつあります。アメリカなどはむしろすごく遅れているように思います。そういう意味ではトップランナーとして、ますますいい税制をつくっていただければと思います。

藤曲：今日はお忙しいところ有意義なお話をどうもありがとうございました。

(2013年4月22日、中央経済社にて)

【参考】 個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成25年度 税制改正のあらまし(抜粋)

平成28年1月1日から適用される改正事項(主なもの)

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し

【公社債等の譲渡に係る課税方式の改正の概要】

(改正前)			(改正後)			
	課税方式		課税方式	特定口座での取扱い (新措法37の11の3~37の11の6)	損益通算・繰越控除 ^(注) (新措法37の12の2⑤)	
公社債	非課税 (旧措法37の15①)	→	特定公社債	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②一、五~十四)	○	○
			特定公社債以外の公社債	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②七)	×	×
証券投資信託	公社債投資信託	→	証券投資信託 公募公社債投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
	株式投資信託	→	証券投資信託 私募公社債投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
証券投資信託 以外の投資信託	株式投資信託	→	資信託 公募株式投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
	公社債等運用投資信託	→	資信託 私募株式投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
証券投資信託 以外の投資信託	公社債等運用投資信託	→	証券投資信託 公募投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
	公社債等以外投資信託	→	証券投資信託 私募投資信託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
特定目的信託	社債的受益権	→	特定目的信託 公募社債的受益権	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②四)	○	○
			特定目的信託 私募社債的受益権	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②六)	×	×

(注) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能

(1) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直し

株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」と「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に改組することとされ、公社債等の譲渡については、次のとおり課税することとなりました。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収されたものについては、割引債の譲渡による所得は非課税とされます(新措法37の10、37の11、37の15①)。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

(イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債^(注)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限ります。)の社債的受益権(以下「特定公社債等」といいます。)の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象とされました(新措法37の11①)。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

(ロ) 特定公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の11③④）。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

(イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限ります。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」といいます。）の譲渡をした場合におけるその一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10①）。

(ロ) 一般公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金額（私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあっては、信託元本額までに限ります。）については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10③④）。

(注) 同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税（雑所得）の対象となります。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

イ 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができることとされました（新措法37の11の3②二）。

ロ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました（新措法37の11の6③）。

ハ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税の額を計算することとされました（新措法37の11の6④）。

ニ 居住者等が平成27年12月31日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した一定の特定公社債等を、平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができることとされました。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、居住者等が自己保管する一定の特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとされました（改正法附則44②③）。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

イ 上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）及び譲渡所得等との損益通算が可能となりました（新措法37の12の2①）。

ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしてもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）及び譲渡所得等からの繰越控除が可能となりました（新措法37の12の2⑤）。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

(4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

イ 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合としてその特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、その事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、その損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。

ロ 特定管理株式等又は特定保有株式についても、その特定管理株式等又は特定保有株式を発行した法人の清算終了等の事実が生じた時は上記イと同様に、株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。

(5) いわゆる「エンジェル税制」の改正

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37の13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例（措法37の13の2）について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとされました（新措法37の13①）。

【参考】割引債の償還差益に係る所得に対する課税方式の改正の概要

(旧) 18%源泉分離課税 (雑所得) (旧措法41の12①②)		(新) 20%申告分離課税 (株式等に係る譲渡所得等) (新措法37の10①、37の11①)	
課税方式	発行時	課税方式	償還時
源泉徴収	発行時	源泉徴収	償還時
一般口座	償還差益×18% (旧措法41の12③)	一般口座	償還金額(支払金額)×みなし割引率 ^(注) ×20% (新措法41の12の2②)
源泉徴収口座	—	源泉徴収口座	償還差益×20% (申告不要可) (新措法37の11の4①)
簡易申告口座	—	簡易申告口座	源泉徴収なし

(注) 「みなし割引率」は25%（償還期間が1年以内のものに9.2%）

平成27年1月1日以後に行う割引債の償還により生じる全受ける金額等については、上場（一）株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして、20%（行橋税10%、住民税5%）の税率による申告分離課税とされました（新措法37の10、37の11）。

なお、平成27年2月31日以前に行われた割引債でその償還期間が1年以上にわたるものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税が適用されます（新措法37の11の2①）。

(出所)国税庁ホームページ